様似町上水道事業

令和２年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

１，基本方針
２，水道事業の概要
３，原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項
４，水質検査項目及び検査頻度
５，採水地点
６，水質検査の方法
７，臨時の水質検査
８，水質検査計画及び水質検査結果の公表
９，その他

1.　基本方針

(1)　**適用範囲**　…　様似町上水道事業
(2)　**適用期間**　…　令和２年４月１日～令和３年３月 31 日
(3)　**水質検査**　…　水質基準が適用される給水栓水に加え、原水も行います。
(4)　**検査項目**　…　安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
(5)　**検査頻度**　…　安全及び法令を充分考慮して定めます。

2.　水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

事業体の名称	様似町上水道事業
給水区域	別表による　（17.92 ㎢）
計画給水人口	6,200 人（平成 30 年度給水人口　4,073 人）
計画１日最大給水量	2,270 ㎥（平成 30 年度実績　2,122 ㎥）
１日平均給水量	平成 30 年度実績　1,588 ㎥

(2) 浄水施設

様似町上水道事業には浄水場が１カ所有ります。

浄水場名	栄町浄水場
通水年度	昭和 48 年３月
水源	様似川表流水
水利権	2,497 ㎥／日
給水能力	2,270 ㎥／日
給水区域	別表による
主な浄水処理方法	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消毒
主な浄水処理薬品	凝集剤・ポリ塩化アルミニウム 消毒剤・次亜塩素酸ナトリウム

別表

様似町上水道給水区域

町名 及び字名	区域	区域摘要	町名 及び字名	区域	区域摘要
字鵜苫	全域	山林の地域を除く	大通１丁目	全域	
字西様似	全域	山林の地域を除く	大通２丁目	全域	
西町	全域	山林の地域を除く	大通３丁目	全域	山林の地域を除く
潮見台	全域	山林の地域を除く	緑町	全域	
港町	全域		朝日丘	全域	山林の地域を除く
本町１丁目	全域		字田代	字田代の一部	
本町２丁目	全域		字岡田	字岡田の一部	
本町３丁目	全域		字平宇	字平宇の一部	
会所町	全域		字冬島	字冬島の一部	
栄町	全域	山林の地域を除く	浦河町字東幌別	字東幌別の一部	

3.　原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項

(1) 原水の状況

水源河川である様似川の上流には、洪水調整の様似ダムと軽種馬農家と酪農家の採草地と放牧地営農地域、さらに、国有林と民有林の山林が広がり、動物（鹿、キツネ等）による糞便等の流入による汚染が心配されます。

(2) 原水水質で留意すべき事項

浄水場名	栄町浄水場
原水の汚染要因	降雨・融雪による高色度及び濁水の発生
	上流域の野生動物
	上流域の畜舎
	上流域の浄化槽
	上流域の河川改修工事
	上流域の森林農薬
留意すべき事項	一般細菌
	大腸菌
	色度
	濁度
	臭気
	クリプトスポリジウム

(3) 浄水の状況

これまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

(4) 浄水水質で留意すべき事項

留意すべき事項	残留塩素（区域全体で適切な濃度を保つこと）

4.　水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

給水栓において、表 1 の水質基準項目（51 項目）の中から水質検査を行います。

また、表 2 の毎日検査項目についても検査を行います。

②検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号により行います。

・表 1 中の、一定要件（※）を満たす場合検査頻度を減らすことができる項目のうち、項目 8, 34, 39, 40 以外の項目については、過去の検査結果から一定要件を満たし、かつ、水質が安定していることが確認されるため年に 1 回検査を行います。

・項目 8 は、水質基準変更のため、法令通り年 4 回行います。

・項目 34, 39 は、一定要件を満たしていますが、性状確認のため年 4 回行います。

・項目 40 は、一定要件を満たさないため、法令通り年 4 回行います。

・表 1 の項目 1, 2, 38, 46～51 は、法令通り毎月 1 回行います。

・表 1 の項目 10, 21～31 は、法令通り年 4 回行います。（消毒副生成物検査）

・表 1 の項目 42, 43 の検査は、性状確認のため藻の発生する時期に年 1 回行います。

・表 2 の色、濁り、消毒の塩素効果（残留塩素）の検査は 1 日 1 回行います。

※　一定要件とは、原水の水質が大きく変動するおそれが少なく、過去 3 年の検査結果が基準値の 1/5 以下もしくは 1/10 以下である場合のことであり、それぞれ年に 1 回以上もしくは 3 年に 1 回以上まで検査頻度を減らすことができます。

　当町では、3 年に 1 回以上まで検査頻度を減らすことができる項目についても、安全性を確認するため年に 1 回以上検査を実施します。

(2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

①水質検査項目

給水栓において、厚生労働省課長通知に基づく表 3 の水質管理目標設定項目（26 項目）の内、対象外の項目 10, 12, 15, 16, 17, 18, 24, 25, 26, 30 を除く 16 項目の水質検査を行います。

②検査頻度

水質管理上留意すべき項目として、3 年に 1 回行います。次回検査は令和 4 年度です。

(3) 原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表 1 において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物 11 項目と味 1 項目を除く 39 項目と、大腸菌（定量）、嫌気性芽胞菌（定量）、クリプトスポリジウム、ジアルジアの水質検査を行います。

②検査頻度

・表 1 の消毒副生成物 11 項目と味 1 項目を除く 39 項目を年 1 回行います。

・大腸菌及び嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアに関しては、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針を参考に、年 4 回行います。

※　栄町浄水場はクリプトスポリジウム等については対策済みの施設です。

表１ 水質基準項目

	項　　目	基 準 値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
1	一般細菌	100個／ml	月1回以上		病原微生物	
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	金属類	健康に関する項目
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l			無機物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l			無機物質・消毒副生成物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l		一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	無機物	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l				
14	四塩化炭素	0.002mg/l			有機物	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン	0.04mg/l				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l				
20	ベンゼン	0.01mg/l				
21	塩素酸	0.6mg/l			消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l				
23	クロロホルム	0.06mg/l				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l				
26	臭素酸	0.01mg/l				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l				
30	ブロモホルム	0.09mg/l				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l		一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	金属類	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l				
35	銅及びその化合物	1mg/l				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l			無機物	性状に関する項目
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l			金属類	
38	塩化物イオン	200mg/l	月1回以上		その他	
39	ｶﾙｼｳﾑ･ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	無機物	
40	蒸発残留物	500mg/l			その他	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l			有機物	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l	藻の発生時期に月1回以上			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。		
45	フェノール類	0.005mg/l				
46	有機物等（TOC）	3mg/l	月1回以上		その他	
47	pH値	5.8～8.6				
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない				
50	色度	5度				
51	濁度	2度				

表2　毎日検査項目

	項　目	評　価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1 mg/l 以上

表3　水質管理目標設定項目

	項　目	目標値	項目の概要	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l 以下	無機物質・重金属	健康に関連する項目
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l 以下		
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l 以下		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	一般有機化学物質	
8	トルエン	0.4mg/l 以下		
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/l 以下		
10	亜塩素酸	0.6mg/l 以下	消毒剤	
12	二酸化塩素	0.6mg/l 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l 以下	消毒副生成物	
14	抱水クロラール	0.02mg/l 以下		
15	農薬類（別表 1）	検出値と目標値の比の和として 1 以下	農薬	
16	残留塩素	1mg/l 以下	臭気	生活に関連する項目
17	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	10mg/l 以上 100mg/l 以下	味覚	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l 以下	色	
19	遊離炭酸	20mg/l 以下	味覚	
20	1,1,1-トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下	臭気	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l 以下	臭気・味覚	
22	有機物（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/l 以下	味覚	
23	臭気強度（TON）	3 以下	臭気	
24	蒸発残留物	30mg/l 以上 200mg/l 以下	味覚	
25	濁度	1 度以下	濁り	
26	pH 値	7.5 程度	腐食性	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける		
28	従属栄養細菌	集落数 2000 個/ml 以下	細菌類	健康
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	一般有機化学物質	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l 以下	色	生活

表4　令和2年度　様似町上水道水質検査頻度及び設定理由

	項　　目	基準値	検査結果※1			1／5	1／10	原則検査頻度	R2年度検査頻度	年間検査回数	設　定　理　由
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	1年1回頻度可	3年1回頻度可				
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	検査回数減不可		月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.004	0.002		3ヶ月1回	4	水質基準改正のため法令通り3ヶ月に1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004		年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			3ヶ月1回	4	法令通り3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.2	0.2	0.2	2	1		年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1				
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005				
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.09	0.14	0.19	検査回数減不可			3ヶ月1回	4	法令通り3ヶ月に1回検査
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002						
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.004	0.006						
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	0.004						
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.007	0.007	0.007						
26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001						
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.015	0.019	0.019						
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003						
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.006	0.006						
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.002	0.003	0.002						
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008						
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	0.1		年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.03	0.05	0.05	0.06	0.03		3ヶ月1回	4	検査回数減の条件を満たすが、性状確認のため3ヶ月に1回検査
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.02	0.01	0.01	0.2	0.1		年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.2	7.7	7.8	40	20				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	13	13	13	検査回数減不可		月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
39	ｶﾙｼｳﾑ･ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300mg/l以下	55	56	52	60	30	3ヶ月に1回以上	3ヶ月1回	4	検査回数減の条件を満たすが、性状確認のため3ヶ月に1回検査
40	蒸発残留物	500mg/l以下	100	100	98	100	50				法令通り3ヶ月に1回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02		年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	藻の発生時期に月1回以上	藻の発生時期に月1回		性状確認のため藻の発生時期に月1回検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月に1回以上	年1回		検査回数減の条件を満たすため年に1回検査　※2
45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005				
46	有機物（TOC）	3mg/l以下	0.8	0.7	0.7	検査回数減不可		月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
47	pH値	5.8～8.6	6.9～7.1	6.8～7.5	7.2～7.5						
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし						
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし						
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.6						
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1						

※1　検査結果は年間の最大値。

※2　法令により3年に1回まで検査頻度を下げることができる項目でも、安全性を確認するため年に1回以上検査を実施します。

１日１回行う検査

	１日１回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	365

表5　令和2年度　様似町上水道水質検査予定月　（浄水）

項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カドミウム及びその化合物					○								1
水銀及びその化合物					○								1
セレン及びその化合物					○								1
鉛及びその化合物					○								1
ヒ素及びその化合物					○								1
六価クロム化合物		○			○			○			○		4
亜硝酸態窒素					○								1
シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1
フッ素及びその化合物					○								1
ホウ素及びその化合物					○								1
四塩化炭素					○								1
1,4-ジオキサン					○								1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								1
ジクロロメタン					○								1
テトラクロロエチレン					○								1
トリクロロエチレン					○								1
ベンゼン					○								1
塩素酸		○			○			○			○		4
クロロ酢酸		○			○			○			○		4
クロロホルム		○			○			○			○		4
ジクロロ酢酸		○			○			○			○		4
ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		4
臭素酸		○			○			○			○		4
総トリハロメタン		○			○			○			○		4
トリクロロ酢酸		○			○			○			○		4
ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		4
ブロモホルム		○			○			○			○		4
ホルムアルデヒド		○			○			○			○		4
亜鉛及びその化合物					○								1
アルミニウム及びその化合物					○								1
鉄及びその化合物		○			○			○			○		4
銅及びその化合物					○								1
ナトリウム及びその化合物					○								1
マンガン及びその化合物					○								1
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ｶﾙｼｳﾑ･ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）		○			○			○			○		4
蒸発残留物		○			○			○			○		4
陰イオン界面活性剤					○								1
ジェオスミン					○								1
2-メチルイソボルネオール					○								1
非イオン界面活性剤					○								1
フェノール類					○								1
有機物等（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9	

表6　令和2年度　様似町上水道水質検査予定月　（水質管理目標設定項目）

項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
アンチモン及びその化合物					○								1
ウラン及びその化合物					○								1
ニッケル及びその化合物					○								1
1,2-ジクロロエタン					○								1
トルエン					○								1
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）					○								1
亜塩素酸													0
二酸化塩素													0
ジクロロアセトニトリル					○								1
抱水クロラール					○								1
農薬類					○								1
残留塩素													0
カルシウム・マグネシウム等（硬度）													0
マンガン及びその化合物													0
遊離炭酸					○								1
1,1,1-トリクロロエタン					○								1
メチル-t-ブチルエーテル					○								1
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）					○								1
臭気強度（TON）					○								1
蒸発残留物													0
濁度													0
pH値													0
腐食性（ランゲリア指数）					○								1
従属栄養細菌					○								1
1,1-ジクロロエチレン					○								1
アルミニウム及びその化合物													0
項目数	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	

表7　令和2年度　様似町上水道水質検査予定月　（原水）

項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
一般細菌					○								1
大腸菌					○								1
カドミウム及びその化合物					○								1
水銀及びその化合物					○								1
セレン及びその化合物					○								1
鉛及びその化合物					○								1
ヒ素及びその化合物					○								1
六価クロム化合物					○								1
亜硝酸態窒素					○								1
シアン化物イオン及び塩化シアン					○								1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1
フッ素及びその化合物					○								1
ホウ素及びその化合物					○								1
四塩化炭素					○								1
1,4-ジオキサン					○								1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								1
ジクロロメタン					○								1
テトラクロロエチレン					○								1
トリクロロエチレン					○								1
ベンゼン					○								1
塩素酸													0
クロロ酢酸													0

クロロホルム													0
ジクロロ酢酸													0
ジブロモクロロメタン													0
臭素酸													0
総トリハロメタン													0
トリクロロ酢酸													0
ブロモジクロロメタン													0
ブロモホルム													0
ホルムアルデヒド													0
亜鉛及びその化合物					○								1
アルミニウム及びその化合物					○								1
鉄及びその化合物					○								1
銅及びその化合物					○								1
ナトリウム及びその化合物					○								1
マンガン及びその化合物					○								1
塩化物イオン					○								1
ｶﾙｼｳﾑ･ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）					○								1
蒸発残留物					○								1
陰イオン界面活性剤					○								1
ジェオスミン					○								1
2-メチルイソボルネオール					○								1
非イオン界面活性剤					○								1
フェノール類					○								1
有機物等（TOC）					○								1
pH値					○								1
味													0
臭気					○								1
色度					○								1
濁度					○								1
大腸菌（定量）		○			○			○			○		4
嫌気性芽胞菌（定量）		○			○			○			○		4
クリプトスポリジウム		○			○			○			○		4
ジアルジア		○			○			○			○		4
項目数	0	4	0	0	43	0	0	4	0	0	4	0	

5.　採水地点

浄水（給水栓水）

採水地点	様似郡様似町字鵜苫　　個人住宅給水栓 様似郡様似町字冬島　　個人住宅給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、個人一戸建住宅が水道水質把握の代表的な場所。

原水（水道水源）

採水地点	栄町浄水場　着水井
選定理由	水源ポンプ場から浄水場へと送られた原水が、最初に取水できる場所。

6.　水質検査の方法

・1 日 1 回行う検査
　様似町建設水道課の職員又は委託で行います。
　残留塩素の測定は残留塩素計で行います。
　色、濁りは外観目視で行います。

・定期検査
　水道法第 20 条厚生労働大臣登録機関に依頼します。
　委託先：

・試料の採取及び運搬方法
　試料の採取は様似町建設水道課の職員が、運搬は委託先が行います。
　採取及び運搬方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に従って行います。

・委託した検査の実施状況の確認方法
　水質検査の結果の根拠となる資料（検量線のクロマトグラム、濃度計算書等バックデータ）及び内部・外部精度管理に係る資料の確認を行います。

7.　臨時の水質検査

　次のような水質変化等が発生した場合は直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息し安全が確認されるまで行います。
・水源に著しく変化が見られたとき。
・給水栓水に異常が認められたとき。
・災害等発生時。
・その他必要があると認められたとき。

8.　水質検査計画及び水質検査結果の公表について

水質検査計画及び水質検査結果は、様似町ホームページと建設水道課窓口で公表します。

9.　その他

・常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
・水道水質の信頼性を確保するため関係する検査機関と連携して技術の向上につとめます。
・水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
・住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。
・水質検査計画は事業年度毎に作成しておりますので、ご意見等をお寄せ下さい。ご意見は今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせて頂きます。

お問い合わせ先　　〒058-8501
北海道様似郡様似町大通１丁目２１番地
様似町建設水道課水道施設係
TEL　0146-36-2116（建設水道課直通）